

じんけん瓦版 第47号

発効日：2013年1月13日

発行：日本聖公会東京教区 人権委員会

パレスチナの人権問題について

中東の厳しい現実を抱えるエルサレム教区が置かれている状況を理解していただくための一助となることを願って、2008年から西岸地区で仕事をされている、岩浅紀久さんに、イスラエル・パレスチナ問題の歴史的背景、イスラエルによるパレスチナ人の生存権を含む、多くの自由や人権侵害の状況を分かりやすくレポートしていただきました。

東京聖マリア教会 岩浅紀久

パレスチナでの人権侵害が顕著であると、様々な具体的例が取り上げられ、話題になっている事は周知の事実であり、皆さまもご存知の通りです。

ガザに爆弾が落とされ、一般市民や子供まで犠牲になっている話は、よく新聞やテレビでも取り上げられています。

ジュネーブ条約では非人道的武器として、使用が禁止されている白燐弾の熱で黒こげになって、一般市民や未だ幼い子供が、まるで炭のようになった姿を見る時に、また、同じく禁止されているクラスター爆弾による、子爆弾の散乱爆発が、無差別に人々を殺傷している場面を見る時に、これを、私たちが言うところの、人権問題などと同じレベルで取り上げて良いのか？ 明らかな戦争犯罪を人権問題として、この人権委員会の記事に取り上げることが許されるのか、正直の話、私には迷いがあります。



〈写真〉白燐弾で黒こげになった下校中の子供たち

昨年11月半ば、私は、アッパーズ議長から招待を受け、パレスチナの独立記念行事に参加してきました。これは、1988年11月15日に故アラファト議長が、パレスチナの独立宣言をした事を覚え、パレスチナ政府は、国連総会にて国連オブザーバー国家として承認を求めるアッピールも兼ねての、1週間に亘る記念行事でした。その中で、数ある行事の中で、私は「若者が力を合わせて、これからのパレスチナを、作ろう！」という、エリコで行われた Youth Conference に参加しました。反イスラエルの集会やデモではありません。

そこにイスラエル軍が十数台もの装甲車で乗り付け、理由も告げず、参加者に向かって、催涙弾を撃ちまくりました。煙幕のようにたちこめる催涙ガスの中を、参加者は、鼻汁と涙を流しながら逃げまどい、集まりは自然解散となりました。軍隊は、水平撃ちをするため、直撃された人は、怪我位では済みません。救急車が次々サイレンを鳴らしながら、撃たれた人を病院へ運ぶ様子を目にしました。私自身は、そのガスのため、気管支と肺に炎症が出来て39度もの熱を出し、1週間以上寝込む事になりました。

日本における人権問題とパレスチナにおける、これらの問題とは、あまりにもレベルも質的にも異なり、これを同じ土俵で、論じて良いのだろうか、と考え込みます。

1. 人権問題についての日本とパレスチナ

日本で、人権問題と言えば、部落差別で就職や結婚にまで影響がでている事が、未だに無くない事や、職場や地域における各種のハラスメント問題、男女の機会均等に関わる問題、最近では生活保護の金額が減額されて、生活する権利を奪われるという問題や、原発による影響で住む家を奪われているという問題等が出ています。

パレスチナでは、イスラム文化における男女差別が話題になっていますが、それでも、パレスチナの政治の中心地、ラマッラー市の市長は女性です。裁判官や判事に女性が占める比率は 22% を超え、日本より高い事や、企業におけるエグゼクティブ(経営層)の女性比率は、日本と同等か少しパレスチナの方が高い事は、日本ではあまり知られていないのではないのでしょうか？

イスラム文化の中で、かぶり物を強いられるのは女性差別と西欧社会では言われるようですが、最近ではイスラムこそ目指す社会であると考え、教育レベルの高い、リーダー的な女性達が、その活動の象徴として、むしろ積極的に着用し、それにならう女性が増えています。彼女たちにとっては、それは被差別ではなく、来るべき理想社会を目指す象徴なのです。また、かぶり物をしない女性もとがめられる事はありません。

家を奪われる点では、日本では、地震と津波と言う自然災害や放射能汚染からの避難で、まだ、人災だ、天災だ、という議論は残りますが、パレスチナでは、イスラエルによる占領政策がもたらせているものが殆どです。

家の問題に限らず、パレスチナにおける人権問題の殆どは、このイスラエルによる占領政策からきているものであり、その問題があまりにも大きいため、他を目立たなくしているかもしれません。



〈写真〉爆撃は住宅地を瓦礫に変えた。

2. イスラエル対パレスチナ問題の経緯と現状の概要

中東戦争の停戦時に、国連が仲介して、事実上の国境と言ってもよい、境界線のグリーンラインが制定されました。そして、そのグリーンラインの内部は、パレスチナ自治区と名付けられました。しかし、パレスチナ側に大きく食い込んで、またはパレスチナ内部の特定都市を取り囲む様にして、壁が作られ、数百か所の検問所が作られ、イスラエルはパレスチナ人の通行を制限しています。更には、イスラエル政府がパレスチナと協議することなく、勝手に作成した年間計画をもとに、パレスチナ人の住居や土地が武力による強制力をもって奪われ、そこに、イスラエルが入植地を建設して、国内のみならず、海外からも多くのユダヤ人が移り住んでいます。元のパレスチナ住民は難民キャンプに移住する事になります。

パレスチナの人々は、「此处は“自治区”と呼ばれるが、自治は全く無い。自治区ではなく、“被占領地区”と言う名前が相応しい」と言います。

入植地の拡張と新規の建設は進む一方で、そのために長年住んだ土地や家を奪われたパレスチナ人は難民キャンプでの生活を余儀なくされており、その数は増加の一途をたどるばかりです。

2012年11月29日、国連においてパレスチナはオブザーバー国家の認定を受けましたが、この事への報復として、イスラエルは、東エルサレムE1地区に大規模な入植地建設をすると発表しました。また、代理徴収している税金をパレスチナ政府へ支払う事を止めています。こうした報復処置に異を唱える英仏はイスラエルから、自国の駐イスラエル大使を召還し、更にEU諸国の中の数カ国が、現在、召還を検討中です。(出典:12/5 Haaretz)

パレスチナ自治区内に隔離壁を建設し、検問所を設けてパレスチナ人の通行の自由を奪う事は、2006年に、オランダのハーグにある国際司法裁判所で、「国際法に照らし、違法である。」と判決が出されています。

国連の常任理事国として中心的役割を持つ米国は、形の上では入植地建設には反対の立場を

取っていますが、イスラエルへの強制力を持った国連としての決議に於いては、毎回拒否権を発動するため、イスラエルは何らダメージを受ける事無く、安心して中東で圧倒的に強大な軍事力をもとに、パレスチナを好き放題にしていると言っても過言はないでしょう。

「人権侵害」という言葉は、決して軽い言葉ではない事は良く知っています。しかし、「人権侵害」等という言葉では簡単に語りつくせない、多くの問題と課題とが、ここには横たわっています。ここで先ず当たり前の様に使われている、人権というものを改めて取り上げ、パレスチナにおいて、このような状況が作られてきた歴史や背景についても考えてみたいと思います。

3. 人権とは

人は人であると言うだけで、当たり前と言っても良い権利を持っています。これが、基本的人権とされています。

- * 生きると言う権利、
- * 信仰を持つと言う権利
- * 人間らしく、食べ、眠る事が出来ると言う権利
- * 好きな土地に住む事が出来る権利
- ……、等々

これらの基本的人権や自由が、何故パレスチナでは奪われているか？その多くは占領国であるイスラエルから強いられているものです。イスラエルによる占領政策が、人権侵害を伴っていると言って良いでしょう。

では、イスラエルとの関係が、いつからどの様に壊されてきたか？もう皆さまはご存知のことですが、パレスチナの人権問題を考える前提として、整理して見たいと思います。

4. パレスチナ／イスラエル紛争の経緯と現状

『パレスチナ対イスラエルの問題は、複雑で簡単に短絡的に見ると見誤るよ。何しろ何千年にもわたる歴史的な紛争で、しかも色々な宗教問題が絡んでいるから、私たちには理解の範囲を超えて

るからなあ。』と言う話を耳にする事があります。果たして本当にそうなのでしょう？

パレスチナ・イスラエルの問題を語る時に、私たちが認識しておかなくてはならない点を挙げて置きたいと思います。

◆ 現在のイスラエル、パレスチナ問題が起きたのは、イスラエルという国家が出来た時から始まっています。1947年に第二次世界大戦の戦勝国の中の大国の議論の中で、パレスチナの分割案が採択されました。ユダヤ人の西欧諸国の中での経済的な影響力や過去のホロコーストに代表される、ユダヤ人への差別と虐待への反省意識が、後押しをしたとも言われています。当時のパレスチナはこの議論に関わって居らず、了解もなく、この地域はイスラエルとパレスチナと国連直轄地に3分割されました。当時、この地域に住むユダヤ人の人口は、地域の3分の1、ユダヤ人が取得していた土地は6%しか有りませんでした。分割案はそのユダヤ人に57%もの土地を与えるという案でした。

◆ 分割案が出された翌年1948年に、ユダヤ人は、「イスラエル」と言う名前でユダヤ人国家を宣言しました。この国の名前が、聖書に出てくるイスラエルと同じであることから、現在、様々な誤解や混乱をもたらせています。

◆ 分割案に従って一方的に独立を宣言したイスラエルは、イスラエル領に住むアラブ系パレスチナ人を、武力で追い出し、約70万人もの難民が生まれる事になりました。

◆ これに怒ったアラブ諸国は、エジプトをリーダーにしてアラブ連合を結成して、イスラエルとの間に、中東戦争が始まりましたが、4度にわたる中東戦争は、米国の助力を得てイスラエルの勝利に終わりました。イスラエル領に元から住んでいたパレスチナ人を、イスラエル軍が武力で領外に追い出すことを国連は止めさせる事を行わず、難民の帰還権は決議されたまま、実行に移されず現在に至っています。難民への救済処置として、周辺諸国に難民キャンプを作り支援活動をするに留まっています。

◆ イスラエルは占領状態を維持するため、また国家としての安定を図るため、様々な政策を実施しますが、それらはパレスチナ人にとってみれば、人権の侵害であり、存続の立場を弱くするものでしかありません。

◆ これに対してパレスチナ人が行う抵抗活動は、テロとしてイスラエルは過剰と言える程の徹底した武力による報復活動で報いてきました。国際法では武力支配に対する抵抗活動は正当防衛であると明記されていますが、イスラエルと米国による政治的な宣伝は、イスラム＝悪、問題は数千年に及ぶ、宗教問題を含んだ歴史的な紛争の流れにある、暴力の応酬である。と言う意識を世界にばら撒いてきました。9.11以降は、テロ＝悪という国際的な図式の認識の基に、報復は是認されるかの様にエスカレートをたどる事になります。

以上のような経緯の中で、パレスチナ人は生存権を含む、多くの自由や人権は侵され、国際社会は米国の拒否権のもと、何ら効果的な対応が出来ない状態に置かれていると言って良いでしょう。

5. 東エルサレムについての国連報告書(2012年12月)

パレスチナ全体についての人権報告は、膨大なものになるため、ここでは、代表としてパレスチナ住民が住む東エルサレムについて、国連が2012年12月に報告した、「人道上の重要懸念事項」という報告を紹介しましょう。

国連の各種報告書には、「パレスチナ自治区」と言う言葉は使われておらず、「パレスチナ被占領地区」という言葉が使われていることも、お伝えしておきたいと思います。

- ① 約 293,000 名のパレスチナ人が住む東エルサレムには、1967 年以來、イスラエルが入植地の建設を拡張し続けており、20 万人のイスラエル入植者が、現在居住するに至り、その数は増加している。
- ② 被占領地区に住む約 400 万人のパレスチナ人は、現在イスラエルの許可無しには、エ

ルサレムに入る事は出来ず、しかも許可は極めて困難である。

- ③ 東エルサレムへ入るには、16 の検問所の内、4 ヶ所しか使われていない。後は閉鎖され、通行不能である。



〈写真〉エルサレムに建設中の壁

- ④ 今や、東エルサレムに住むパレスチナ人は、住居を法律上確保する事が困難になってきている。1967～2010 年の間に、約 14,000 人のパレスチナ人がイスラエル政府によって、エルサレムの住居から追い出されている。
- ⑤ 55,000 人のエルサレム住民は、壁で物理的に都市部から切り離されており、病院、学校、その他サービス機関へは、検問所を通らなければならない、本来持っている生活権が奪われている。
- ⑥ すでに東エルサレムの土地の 35%は、入植地として没収され、僅か 13%だけがパレスチナ人の住宅建設地となっている。
- ⑦ 東エルサレムの最低 33%の家庭がイスラエルから新築増築の許可を得る事は出来ず、少なくとも 93,100 家屋がエルサレムから移住させられる危険にさらされている。また、2,000 家屋以上が既に破壊されている。
- ⑧ 特に旧市街では、入植のため数百軒が強制移住の危険がある。
- ⑨ 東エルサレムでは、長期間、教室不足が続いている。1,100 教室が追加で必要とされ、かつ既存の多くの施設は、老朽化したり不適切な状況にある。

6. また別の報告書において

パレスチナ全域で、イスラエルによって殺された一般市民が、アル・アクサ・インティファダー（第 2 インティファダー）に於いては 5,151 人、内 25.5% 1,287 人は子供、5.5% 372 人は女性であった事、これ以外に外国人が6名であった事、

医療関係者 32 名、報道関係者は 11 名であったと報告されています。負傷者はガザで 17,358 人、西岸では 13,650 人と報告されています。

中東研究者によると、国連報告で挙ってくる数字は、常に控え目であるとの事です。

以上

岩浅紀久さんが現在されているお仕事

1. ITエンジニアリング研究所経営(システム設計の専門会社)。

パレスチナ西岸地区のエリコに JICA Project として建設中の企業団地で、パレスチナの貧困問題を改善するために経済底上げを狙った、社会システムのシステム設計を担当。2008 年に外務省に提案し、2009 年に JICA Project に採用された。この企業団地の電力は 100%ソーラー発電で賄う設計になっている。

2. 東京大学 東洋文化研究所 パレスチナ研究メンバー

その他、(株)プロモーションセンター取締役(CM の制作会社)、(株)チエ・オブティマム・ソリューションズのシニアアドバイザー(コンピューター・ソフトの導入支援をする会社)、京都大学地域研究統合情報センター研究員、NPO 法人ビジネス・キャリア協会理事

~~~~~

## 12 月 2 日世界エイズ・デー記念礼拝メッセージ

2012 年 12 月 2 日、牛込聖公会聖バルナバ教会でエイズ・デー記念礼拝を行いました。カトリック、日本キリスト教団、ルーテル、聖公会のエキュメニカルな礼拝です。今年は礼拝の中で HIV 感染者の方から直接メッセージをいただくことができました。メッセージの要約を寄稿いただきましたのでご紹介いたします。

私には生まれつき血友病という病気があり、薬害エイズ事件によって 5 歳の頃に HIV に感染しました。そして高校一年生になった 16 歳のとき、両親から自身の HIV 感染を知らされました。私はそのとき「もうすぐ死ぬんだ」と思いました。というのも、私の叔父も薬害エイズの被害者で、私が中学一年生のときにエイズを発症して亡くなっていたからです。

高校生といえば将来を考える時期ですが、当時の私は常に死が頭をよぎり、いつしか生きることに疲れていました。死を待つだけの人生のような気がして、区切りよく 20 歳になったら死んでしまおうか、そんなことすら考えていました。

そんなある日、一人でつらさを抱え込むことに限界が来ました。私は、思い切って仲の良い数人の友だちに、自分の HIV 感染を告げていきました。全ての友だちが真剣に話を聞いてくれました。そのうち、自分は一人ではないと思えるようになりました。多くの友だちに支えられ、生きていこうと思うようになりました。

その後、病状は一進一退を繰り返し、これまでに生命に及ぶような危機も数回ありました。特に心臓の不整脈(完全房室ブロック)で脈拍が 30 を切った時は、医師から「あと少し発見が遅かったら危なかった」と言われました。次の一拍が来ないような長い脈の間隔の中、死が目前に迫ったとき、

死はとても恐ろしいものでした。死ぬのは怖いと思うことができ、死にたいと思うことは全くなくなりました。

最近では医学のすさまじい進歩もあり、HIV はコントロールできる病気となってきました。私も、現在は服薬によって病状が安定し、多くの HIV 陽性者と同様、仕事をしながら日常生活を送れるようになりました。ただ、いまだに HIV 陽性者を取り巻く状況には難しい問題が残っています。それは、HIV 陽性者に対する差別や偏見です。

差別や偏見が良くないということは誰にも言えません。しかし、私は、差別や偏見は自分と違う一部の人間がもつものではなく、誰もがもつ、本能に根付いた感情だと思っています。だからこそ、差別や偏見をなくすことは難しいのです。

正直に言いますが、私は自身の HIV 感染を聞かされていなかったとき、叔父の HIV 感染を知り叔父を怖いと思いました。叔父がゼリーを食べていて、自分の使ったスプーンで「食べる？」と差し出してくれたとき、食べたなら自分も感染するのではないかと思い、固まってしまったこともあります。今ではそんなことでは感染しないとわかりますが、当時の私には正しい知識がなかったのです。そんな私を見て、叔父は寂しそうに笑いました。

その数年後、叔父は職場で HIV に感染していることを知られ、陰湿な差別を受けて体調を崩し、亡くなりました。亡くなった時の検査データは、それほど悪くありませんでした。私は、叔父の生命を奪ったのは病気ではなく、差別だったと思っています。

私は、叔父の生命を奪っていった差別や偏見が憎く、同時に、自分にも差別や偏見があるのが怖いと思っています。では、どのように差別や偏見と闘っていくか。HIV への差別と偏見をなくすために、私は、二つのことが重要と考えています。一つは正しい知識を伝えていくこと。そしてもう一つは、HIV 陽性者である自身が、たんとと幸せになることです。自分と異質なものを受け容れるためには、違って良いということ、HIV 陽性者であっても幸せになれるということを知ってもらう必要があると考えたからです。

これは何も HIV だけにとどまりません。どのような境遇にあっても、私が、あなたが、自分のままで幸せになっていくことによって、すべての人が生きやすい社会になっていくはずです。そのためにも、私は自他共の幸福を願い、行動していく決意です。

武田飛呂城

「日の丸・君が代」強制の即時中止を求め、  
強制に立ち向かう人、苦しむ人のために祈る

**第 10 回 祈りの会（開催のお知らせ）**

**日時：2013 年 3 月 16 日（土）14:00～17:00**

**場所：日本聖公会東京教区 浅草聖ヨハネ教会**

**<お問い合わせ先>**

日本聖公会東京教区人権委員会 うちだ まり 打田 茉莉  
電話：090-9649-0392 FAX：042-427-1759  
E メール [thepauls@jcom.home.ne.jp](mailto:thepauls@jcom.home.ne.jp) (森田)

